

労働基準法施行規則の一部改正について (准救急隊員の休憩時間の自由利用の適用除外)

労働基準法施行規則の一部改正について

1 改正の趣旨

救急業務は、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）第 44 条第 1 項により、一定の要件を満たす消防吏員からなる救急隊員 3 人以上 1 組で構成される救急隊が行うこととされていたところ、過疎地域など消防体制の維持が困難な地域が生じていることから、救急業務の空白地域を解消し及びその発生を防止するため、消防法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 379 号）により消防法施行令が改正され、救急隊員 2 人と新たに設ける准救急隊員 1 人で構成する救急隊でも救急業務を行うことができるよう、要件が緩和された。同令の改正は平成 29 年 4 月 1 日に施行されており、全国ではじめて平成 30 年 4 月から愛媛県西予市が准救急隊員の任用を行うことを予定している。

今般、新設された准救急隊員は、消防吏員と同様に、休憩時間中に救急隊の一員として救急出動指令に即時に対応するため、消防署に待機することが必要不可欠であることから、准救急隊員について、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 34 条第 3 項に定める休憩の自由利用の適用を除外することとするもの。

2 改正の概要

消防吏員については、労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）第 33 条第 1 項第 1 号により、休憩時間の自由利用の適用が除外される労働者として定められているところ、同号に准救急隊員を加えることにより、消防吏員と同じく、これらの者について、休憩の自由利用の適用を除外することとする。

3 根拠条文

労働基準法第 40 条第 1 項

4 施行期日等

公布日：平成 30 年 3 月中旬（予定）

施行日：平成 30 年 4 月 1 日

救急隊の編成をより柔軟に行うための政令改正

《 課 題 》

平成28年10月 消防庁

近年の人口減少や厳しい財政状況などにより、過疎地域や離島においては、救急業務の空白が生じつつある。

《 検 討 経 緯 》

地方分権改革提案

一部の地区において、救急隊が平日昼間しか配置されず、夜間や休日は遠く離れた本署から救急隊が出動している状況。
救急隊（現行3人）を2人で編成し、軽症患者を搬送したい。
【愛媛県西予市より】

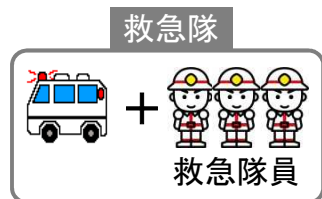
閣議決定（H27.12.22）概要

過疎地等において、救急業務を3人以上で実施する体制を維持しつつ、業務の一部を消防職員以外に行わせるなどの方策について検討し、必要な措置を講じる。

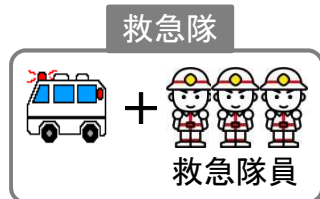
《 対 応 》

救急業務の空白地域を解消し、発生を防止するため、特定の条件不利地域における救急隊の編成について、より柔軟な選択を可能とするための政令（消防法施行令）の改正を行う。（平成29年4月1日施行）

現行



改正案



又は



【対象地域】 過疎地域等の条件不利地域

- 過疎地域
- 離島地域（離島振興対策実施地域、奄美群島、小笠原諸島、沖縄の離島（沖縄本島を除く。））

- 准救急隊員は、救急業務に関する基礎的な講習の課程（92時間）を修了した者等※（役場職員等に講習を行った上、常勤の消防職員として併任すること等を想定）
- ※ 医師、保健師、看護師、准看護師、救急救命士、救急標準課程（250時間）修了者を想定
- 准救急隊員は、業務を3人で行う上で必要十分な応急処置を行うことができるが、危険性の高い応急処置※を単独で行うことはできない。
- ※ 例 のどに詰まった異物に対する吸引器を用いた除去
- 市町村は、実施地域や実施時間等についての計画を策定し、公表

参照条文

○労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）

（休憩）

第三十四条 使用者は、労働時間が六時間を超える場合には少くとも四十五分、八時間を超える場合には少くとも一時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。

2 前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。ただし、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定があるときは、この限りでない。

3 使用者は、第一項の休憩時間を自由に利用させなければならない。

（労働時間及び休憩の特例）

第四十条 別表第一第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる事業以外の事業で、公衆の不便を避けるために必要なものその他特殊の必要あるものについては、その必要避くべからざる限度で、第三十二条から第三十二条の五までの労働時間及び第三十四条の休憩に関する規定について、厚生労働省令で別段の定めをすることができる。

2 前項の規定による別段の定めは、この法律で定める基準に近いものであつて、労働者の健康及び福祉を害しないものでなければならない。

○労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）

第三十三条 法第三十四条第三項の規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。

一 警察官、消防吏員、常勤の消防団員及び児童自立支援施設に勤務する職員で児童と起居をともにする者

二 乳児院、児童養護施設及び障害児入所施設に勤務する職員で児童と起居をともにする者

三 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業に使用される労働者のうち、家庭的保育者（同条第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下この号において同じ。として保育を行う者（同一の居宅において、一の児童に対して複数の家庭的保育者が同時に保育を行う場合を除く。）

2 前項第二号に掲げる労働者を使用する使用者は、その員数、收容する児童数及び勤務の態様について、様式第十三号の五によつて、予め所轄労働基準監督署長の許可を受けなければならない。